

質問第九〇号

米海軍佐世保基地における拳銃持ち出し事案への対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十二月四日

吉田忠智

参議院議長 山東昭子 殿



米海軍佐世保基地における拳銃持ち出し事案への対応に関する質問主意書

本年五月上旬、米海軍佐世保基地の警備隊が日本人警備員に拳銃を携行させて基地外の公道を移動させる事案（以下「本件事案」という。）が発生した。本件事案について以下質問する。

一 本件事案の事実関係について、日本政府が把握しているところを明らかにされたい。

二 本件事案について、米国政府、在日米軍、米海軍佐世保基地等から日本側に対し、いつ、誰に対して、どのような説明があったのか明らかにされたい。

三 日本人警備員が在日米軍基地内で拳銃を携行することは、どのような法的根拠によるものか。

四 日本人警備員が在日米軍基地外の公道で拳銃を携行することは、日米地位協定及び銃刀法に違反する行為ではないか。

五 米軍人、日本人以外の在日米軍基地警備員が基地外の公道で拳銃を携行することは、日米地位協定、銃刀法その他日本国の法令に照らしてどのように理解されるか。

右質問する。